

関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課 標準文書保存期間基準

平成30年4月1日から適用
令和3年12月1日改正
令和5年5月1日改正
令和6年3月7日改正
令和6年10月1日改正
令和6年12月2日改正
令和7年6月10日改正

文書管理者：食品衛生課長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置
				輸出食肉認定と畜場	輸出食肉認定と畜場査察	厚生局定期査察結果（〇年度） 査察結果報告（〇年度）	5年		
					輸出食肉施設認定資料	認定資料（施設番号）	常用（無期限）		
					庶務	研修会開催等（〇年度）	5年		
				輸出水産食品	米国向け認定施設	認定、取消、変更、報告（施設管理番号） 査察結果（〇年度） 査察結果報告（〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 5年		
					EU向け認定施設	認定、取消、変更、報告（施設管理番号） 査察結果（〇年度） 査察結果報告（〇年度） モニタリング関係（〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 5年		
					ブラジル向け認定施設	認定、取消、変更、報告（施設管理番号） 監視結果（〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 5年		
					中国向け認定施設	認定、取消、変更、報告（施設管理番号） 施設調査及び指導等に関する事項（〇年度） 監視結果（〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 5年		
					韓国向け認定施設	認定、取消、変更、報告（施設管理番号） 監視結果（〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 5年		
					輸出水産食品衛生証明書	ブラジル向け輸出水産食品衛生証明書（〇年度） 中国向け輸出水産食品衛生証明書（〇年度） 韓国向け輸出水産食品衛生証明書（〇年度）	5年		
					対台湾輸出員類衛生証明書	対台湾輸出員類（〇年度）	5年		

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置
					インド向け輸出水産食品取扱施設の認定、衛生証明書の発行等	インド向け輸出水産食品加工施設認定(〇年度)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年		
職員の人事に関する事項									
13	職員の人事に関する事項	職員のサービス	職員の出張に関する文書	・出張復命書 ・講師派遣 ・研修参加申込	服務	出張 講師派遣等 研修等	復命書(〇年度) 講師派遣(〇年度) 研修受入等(〇年度) 研修等(〇年度)	5年	－ 廃棄
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他 の業務に常時利用するものとして 継続的に保存すべき行政文書(三十の項)	・行政文書ファイル管理簿 ・組織細則 ・行政文書ファイル管理簿	文書管理	行政文書ファイル管理簿 行政文書分類基準表	標準文書保存期間基準(保存期間表) 行政文書分類基準表(〇年度)	常用(無期限) 5年	2(1)①22 以下について移管(それ以外 は廃棄、以下同じ) ・移管・廃棄簿 廃棄